

令和元年第3回紀の川市議会定例会 第3日

令和元年 9月 4日（水曜日） 開 議 午前 9時27分
散 会 午前11時35分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之	13番 高 田 英亮
14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久	16番 村 垣 正造
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰	22番 坂 本 康隆

○欠席議員（1名）

5番 中 尾 太久也

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	柏 木 健 司	危機管理部長	東 山 壽 彦
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	湯 川 晃 司
会計管理者	前 川 永 治	上下水道部長	山 東 邦 彦
農業委員会事務局長	田 村 善 之	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	議事調査課長	片 山 享 慈
議事調査課主幹	岩 本 充 晃	議事調査課副主任	細 谷 勇 紀

（開議 午前 9時27分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第3回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） はじめに、4番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の発言許可が出ましたので、紀の川市の有害鳥獣対策の質問をさせていただきます。

その前に、きょう9月4日は、甚大な被害をもたらした去年の21号台風の1年目に当たります。どうかあのような災害が二度と起こらないように、皆さんとともにお祈りしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

本市も過去においては鳥獣被害もなく、獣の実物も見られなかったことです。当時、山間地域のホテルでは、タヌキやイノシシが夜餌を食べに来るのを見るため、観光客でにぎわったことがテレビでも話題になりました。また、人懐っこいためペットとして飼われ、それが大きくなると山に放し、すごい繁殖力であつという間に何十倍にふえ、また逆に山間地域においては、農家の高齢化が一段と進み、農地が荒廃し、また狩猟者も高齢化でだんだん減少し、鳥獣にとっては自分たちのすみかとして人里に自由に餌を求めてやってきて、被害が年々増大しています。

近年、全国の国の鳥獣被害は200億円前後で推移し、本市の予算の3分の2に当たります。また、本市山間地域においても、高齢化の中、丹精込めてつくった野菜や果物が、鹿、イノシシ、アライグマ、カラス等に無残に荒らされ、何をつくっても荒らされるため、営農意欲が減少し、耕作放棄地の増大につながります。

また、最近全国各地で人を襲ったりし、車との衝突事故も起こっており、山間地域においては、このまま手を打たないと、なかなか生活が難しく、離村・離農者が増加し、里山がますますなくなり、深刻な問題です。

そうした鳥獣被害の深刻化を踏まえ、国が何とかしなければ大変なことになるということで、平成19年「鳥獣被害防止特別措置法」が法令化されました。そうした国の法制下

のもと、本市の鳥獣被害対策について質問いたします。

まず最初に、国が鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、ただいま申したように平成19年に鳥獣被害防止特別措置法が成立し、市町村による被害防止計画の策定並びに捕獲等の許可の市の特例等が定められています。

紀の川市でも被害防止計画が策定され、その被害防止の目標も設置されていると聞いています。そうした中、現在の進捗状況はどうなっているのか。また、目標がクリアされているのか、まず質問いたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 船木議員の質問にお答えいたします。

市では、法律が施行された平成20年に計画期間を平成20年度から平成22年度の3年間とした計画を作成し、その後3年ごとに見直しを行って、現在、平成29年度から平成31年度の計画を作成して被害防止に取り組んでいるところでございます。

防止計画では、平成31年度（令和元年度）において、被害金額で平成27年度比3割減を目標に設定しております。

平成30年度の進捗状況は、目標軽減額に対して、アライグマでは188.7%、イノシシでは31.75%となっており、対象鳥獣により目標を上回っているものもあれば、目標年度において目標を達成することが厳しい鳥獣もあるのが現状です。

○議長（坂本康隆君） 4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） ただいま御答弁いただきましたが、対象鳥獣によっては目標が厳しいという、これイノシシと思うんですけども、当初の計画では鹿が最近ふえているということでしたが、そうした中、災害防止事業予算で平成30年度では866万円の計上されましたが、今年度で607万円と、約260万円減額されています。その理由はどうですか。

また、最近鹿の被害が多くなっております。イノシシでは、大体1メートルぐらいのメッシュフェンスでは十分ですけども、鹿になるとその倍、約2メートルのフェンス、最低2メートルでも飛び越えるということで二重にフェンスを設置せなならんという、そういうことで、予算増額申請すれば増額する考えがあるのか、お考え願います。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 有害鳥獣被害防止対策事業は、防護柵等の設置に対して補助金を交付するもので、県事業と市事業がございまして。県事業では、前年度に事業要望を募集し、要望額を予算化しており、予算額の減額は事業要望量の減によるものでございます。市事業では、前年度の実績により減額をしております。

今後、事業要望が増加すれば、それに伴う予算要求を行っていきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 予算の増額も考えていただけるということで、今後鹿

に対するネットがふえてくると思います。

次に、鳥獣被害防止特別措置法では、鳥獣被害対策実施隊を設けることを市町村に通達しております。本市でも実施隊を設置しているとお聞きしております。市の職員も含めての実施隊と聞いておりますけども、その活動の内容についてお尋ねをします。

また、被害が深刻化する中で、現在の実施隊員数で被害防止対策に十分か、その点も重ねてお聞きいたします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 鳥獣被害対策実施隊の活動は、平成30年度で捕獲・追い払い活動が16回、被害発生地区の状況調査が1回、研修会での講師として防止対策の助言活動が1回となっております。

令和元年度では、実施隊員数は市職員4名と猟友会48名の52名で構成されています。実施隊員の任命については、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれるものとして、猟友会からの推薦により任命してございます。人数についても、猟友会と協議の上任命していますので、十分と考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 十分という御答弁をいただきましたけども、これから長期にわたっていろいろとまた被害がおさまらないときは、実施隊の人数も考えていってほしいと思います。

次に、狩猟免許所持者もだんだんと高齢化しており、何年かすると捕獲にも限界が来ると思われるが、今後JAや地域農家と協力しての捕獲計画を進めてはどうか。

また、捕獲用の箱罠の購入に対して、アライグマとかタヌキは各支所でお借りできるんですけども、箱罠となったらなかなか大きくなるので、それを購入に対しての補助金を市として交付する考えあるのか、この2点をお聞きします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 鳥獣による農産物の被害が依然として高どまりしている状況の中、鳥獣の捕獲を担っていただく狩猟免許取得者の高齢化と新規取得者の減少は、深刻な問題と捉えています。

県と市では、農業従事者がみずから捕獲できるよう狩猟免許取得を奨励し、鳥獣に関する知識と捕獲技術を高め、効率的で安全な捕獲活動を推進する取り組みを行っています。引き続き、狩猟免許の取得の必要性を周知してまいりたいと考えてございます。

また、イノシシ等の捕獲おりは、毎年度計画的に市予算で購入するとともに、鳥獣被害防止対策協議会でも国の補助金を活用して購入しています。購入した捕獲おりは、猟友会に運用管理をお願いし、各地域に設置されています。

今後も引き続き購入を実施していきたいと考えていますので、今のところ捕獲おり購入に対しての補助制度の考えはございません。

○議長（坂本康隆君） 4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 大変高価になってくるもので、やっぱり農家の人が一
人や二人ではどうしても設置が不可能ですので、地域ぐるみで今後取り組んでいけるよう
によりしく対応をお願いいたします。

次に、農作業中に畑や道でイノシシを見かけるとちょいちょい聞きますが、そのような
場合にはどこに連絡するのがいいのか。また、どのように退去するのか。この前、桃山で
昼日中、桃畑にイノシシがあらわれて、農家の皆がワイワイ言うて余計イノシシが暴れ回
って、一時駐在所も出勤してきたり、なかなかとることができなく、そういうような場合、
今後出くわした場合の対応をお聞きいたします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 畑等で農作業中にイノシシに遭遇した場合、農
林振興課に御連絡いただければ結構です。連絡をいただいた場合、現場の確認を行い、警
察や関係機関と連絡をとりながら、銃を使用できる場所の場合は猟友会の協力を得て、銃
での捕獲を行います。銃を使用できない場所であるときは、これも猟友会の協力を得て、
わなを設置し捕獲を行ってまいります。

○議長（坂本康隆君） 4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 農業振興課へ連絡ということですが、とっさの場
合に各支所あたりにまた大きな網のようなもんも設置、将来設置していただけたらと思
います。もう素手ではどうしようもないので、よろしくをお願いいたします。

次に、最近鳥獣被害も年間を通して被害が続いていると聞いています。隣の紀美野町で
は、ほぼ年間を通じて有害鳥獣の捕獲に対する補助金が出ると聞いております。本市でも
大体4月から10月の有害鳥獣の期間では、捕獲の補助金が出ているんですけども、これ
も紀美野町と紀の川市では、尾根一つの隣接地で、片方でどんどん鉄砲で捕獲されて、こ
っちへ逃げてくるのではないかという懸念もございます。

そういうことで、本市も季節や期間に関係なく捕獲の補助金の対象にしてはどうか、お
尋ねします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 有害獣の捕獲については、有害捕獲期間を定め
て実施しています。現在、有害捕獲期間以外でも、猟友会の方々が狩猟期間に狩猟として
捕獲を行っており、両期間を合わせて相当数の捕獲を行ってございます。

また、市民からの相談には、鳥獣被害防止対策実施隊での捕獲や追い払い活動で対応で
きていると考えていますので、有害捕獲期間の通年化は、現在のところ考えておりません。

○議長（坂本康隆君） 4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 隣で追うたら、尾根つたいにこっちへ入ってくるとい
うとも考えられますので、また長期的に補助金を考えていただきたいと思います。

次に、これも補助金の問題ですが、銃での補助金とわなでの捕獲の補助金、そうした
金額が違っていると聞いていますが、同じイノシシの補助ですから、処分の補助ですので一定

にしてはどうか。

また、捕獲した鳥獣の胎内に子どもがいた場合、その子どもが生まれて被害をもたらすのを事前に防護したと考え、大体1年か1年半で親になって子どもを産むということで、胎内に5匹の子どもがいたら1年半で25匹ぐらいにふえ、そういうことでその前に補助金の対象とかさ上げして50%でとか、そういう捕獲補助金の上乗せしてはということなのですが、御答弁願います。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） イノシシ・鹿では、銃猟やわな猟といった捕獲方法によって補助金が異なります。これは、わな猟より銃猟での捕獲のほうが経費がかかり、また追い払い効果があるということで県費が上乗せされているとなっております。

胎内子も補助金の対象にしてはとのことですが、国・県の事業では対象外となります。市単独事業で実施するとしても、事業には捕獲個体の確認が必要であり、確認作業が困難で事業の成立は難しいものと考えます。

○議長（坂本康隆君） 4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 続いて、8番として、保護した個体の処分、これは私を初め、同僚議員からも何回か質問されておりますが、国では焼却処分や隣接市町村での広域的な取り組みとして、ジビエとして食品加工するための施設を提言している。本市も、隣接市町村との広域的な鳥獣処分の取り組みをしてはどうかと思うんですが、御答弁、お願いします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 捕獲した鳥獣の放置等は禁止されており、原則として持ち帰り、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう埋設することにより適切に処理しなければなりません。

紀の海広域施設組合の焼却施設での焼却は、20キログラム以下に細分化し、直接持ち込めば焼却が可能と聞いております。捕獲を担っていただいている猟友会の方々には、適切な処分等に変な負担をいただいていることと理解しておりますが、埋設するか細分化して焼却施設へ持ち込んでいただくしか方法がないのが現状です。

また、食肉処理加工施設への取り組みですが、捕獲鳥獣を地域の資源として有効活用する観点から、食肉を利用する取り組みが全国的に増加にあると言われております。

しかしながら、処理加工施設を整備した民間会社や市町でも、猟師が持ち込む鳥獣の質・量が安定しないことや食文化として定着しないことなどにより、食肉加工施設の稼働率が低かったり、赤字続きだったりするケースが各地で相次いでいるとの報道もあり、市単独での処理加工施設の設置・運営等は、処理頭数や販売プロモーションの観点からも厳しい現実があると考えています。

農林水産省では、まず成功例をつくることを目標に、ビジネスとして持続でき、捕獲から輸送・処理加工、販売がしっかりつながったモデル地区を整備することとし、平成30

年には全国で17地区を選定しています。このような取り組みを注視し、近隣市町と広域的な取り組みができないか研究してまいりたいと考えています。

○議長（坂本康隆君） 4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） それでは、最後の質問といたします。

今回、有害鳥獣対策について、法令から捕獲の報償金、個体の処分と、いろいろ一元にわたって質問されてきましたが、農業振興として荒廃地をこれ以上ふやさないため、また一昨日の同僚議員の紀の川市南部の観光での地域活性化で、部長答弁で観光として大いに活性化を取り組んでいくと答弁されていますが、そうしたことを踏まえて、今後の取り組みについて、農業振興と有害鳥獣対策が親密な関係がありますので、今後どのように全般的に取り組んでいくのか、最後の質問とします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 紀の川市の農業振興を図るために、第2次長期総合計画では、現状と課題を整理してございます。全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加し、その耕作放棄地等に有害獣が出没し、農産物被害の増加など多くの課題が生じており、本市も例外ではございません。

有害鳥獣による農作物の被害軽減を図るために被害防止対策や捕獲対策はもちろんでありますが、まずは耕作放棄地をつくらないためにさまざまな面での農業振興を図ることと考えてございます。そのため、平成29年度に策定した農業振興戦略に掲げる具体化方策である兼業農家の農業経営維持・継続のための支援、親元就農への支援、土地改良事業、新規就農者確保と担い手育成プログラム等を推進することが必要と考えてございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、11番 阪中 晃君の一般質問を許可いたします。

11番 阪中 晃君。

まず、公民館の使用についての質問を許可いたします。

○11番（阪中 晃君）（質問席） ありがとうございます。それでは、公民館の使用についてということで、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の友人は熊取におりまして、中学生の子どもを持っております。学校が終ると、熊取駅からおりて近くの公民館に行って、9時まで自習をしてくる。そして、帰ってきて御飯を食べお風呂に行くと、そしてまたちょっと勉強して、また学校へ朝行くんだろうと思えますけれども、そういうことをしておる。お母さんに聞きますと、うちは弟もあり、子どももあり、そして家も小さい、そんな中で息子は一生懸命に頑張ってくれているなというふうなことで、そしてその公民館の自習のできるところが本当にありがたいということをおっしゃられました。

そういうふうなことを聞きまして、私も和歌山の友人なりいろいろ聞きますと、和歌山

のイオンなんかは、ずっと最上階では自習室にしていると、私の息子も友達に誘われて朝から晩まで行ったことがございますし、昼は500円で何かを食べたというふうなこともありました。そしてまた、和歌山市内では、近くに公民館があって、そこは十分自習ができるように聞き及んでおります。

最近の子どもといいましょうか、うちの子でもそうですけれども、自分の部屋から隣に部屋へ行くと、もうすぐテレビゲームができる、テレビが見られるしテレビゲームができる。そしてまたちょっと離れたところへ行くと冷蔵庫をあけることができる。そしてまたちょっと行くと、ベッドで寝ることができる。そして親も、両親もいなかったら、スマホはやりたい放題、そういうふうな中で、私は今の子どもの周りにはもう悪魔がいっぱいいるんじゃないかなと。そういうふうな中で、スマホもできない、気ままなこともできない、限られた時間、そこで自習が集中して勉強ができるというふうな場所、紀の川市は提供すべきじゃないかなと、このように思います。

那賀総合センター、粉河ふるさとセンター、貴志川生涯学習センター、桃山会館、ここは公民館ですけれども、十分時間と、そして自習するスペースがあると思います。そして、できる範囲では、夜9時以降というのはだめだと思いますけれども、9時まで自習ができる。中学校3年生は、あと6カ月で高校入試でございます。高校生は、あと4～5カ月が民間もあり私学もありますけれども、4～5カ月で入試が始まる。大学生はまた、就職試験や資格試験に一生懸命する。

大きな家とか環境が整っている家であれば問題ないといえばそうかもわかりませんが、やはりぴしっと集中して自習ができる場所をこの公民館でつくるべきじゃないかなと、こういうふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） 公民館は、基本的には社会教育法の規定に基づき、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと定義されている中で、もちろん空き部屋等を本市の学生たちに利用していただくことは、これからの公民館活用の一つの選択肢だと考えます。

近年、学習形態も多様化し、大型商業施設の空きスペースやオープンカフェなどに学習スペースが設けられ、開放時間も長時間にわたることから、学生の利用も非常に多いと聞いております。

現在、本市においては、貴志川生涯学習センターに自習室を設けておりますが、他の地区公民館施設では、施設事情とその利用状況等から自習室の固定化が難しく、設置しておりません。

今回、そのような状況下でのご提言かと思いますが、本市の地区公民館の開館時間は午前9時から午後5時までで、利用予約がある場合は午後10時までの開館としている中で、管理人による管理体制と空き部屋の有効利用について、先進的に取り組んでいる自治体を

調査させていただき、さらなる公民館の利活用増進という意味においても、本件について検討してまいりたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 貴志川生涯学習センターにおいては、昔図書館がありましたんで、自習室という部屋があるということをご認識しております。私は、自習室、部屋を固定するというんじゃなくて、多分五つの公民館回ってきましたけれども、この部屋は朝の9時から昼まで使えますよ、自習室に、昼からはこっちの部屋に移動してくださいよ、使えますからというふうにしたら、もうどんどん使えるわけですし、いろんなことが発生する可能性もある中で、エントランスの場所においても、机といすがあれば十分自習ができるというふうに私は思います。

いろいろな場所を見て考えていただくということでございますけれども、今からでも、場所はある、時間的には桃館の話をしますけれども、桃館では体育館を使うから10時ごろまで守衛さんがいてくれる。自習する人があるから10時までいてくれてもええことでっさかいに、同じことでっさかいに、私は十分今からでも取り組めるんじゃないかなと。

そして、行政一般に言われますけれども、桃館ができるから、貴志川生涯学習センターができるから、ほかはちょっと無理だから二つだけ先にオーケー出すというのは難しいというふうな頭があかるともわかりませんが、もうできるところからどんどんしていくべきじゃないかなと、このように思います。

私、数字的に言いますけれども、この中学3年生、市内ではやはり500人からいると思います。那高生で大体300人、貴志川高校生で160人ほど、粉河高校では250人ほどいるわけです。そして、多分紀の川市に住んでいる高校生というのは、大体1,500人いると思います。その方々が、やっぱり僕は勉強したいという意味合いを込めて自習する場所を提供してもらえれば、この地域の学力はもっともっと上がるんじゃないかと思うし、やはり親が100回勉強せえと言っても、友達が、「おい、阪中、一緒に自習できるとこへ行って勉強しようぜ、そして何々大学、何々高校行こうぜ」と言えば、僕は必死になって勉強するんじゃないかなと、このように思います。

できることでっさかいに、私としては早期にしていきたい。そして、この紀の川市の中でそういう施設がどこでもできるような状態であれば、私はそれが習慣となって先輩から後輩にどんどん引き継いでいくんじゃないかな、そしてみんなで勉強し合うということが行われていくんじゃないかなと、こういうふうに考えます。

ちなみに、先進地では、自習ができる場所をネットで公表していると。夏場でございますけれども、ここの自習する場所は今満杯なんで、こっちあいてますよというのをインターネットで紹介をしているという市もあるというふうに聞いております。

教育長、もう来年度から取り組みを始めてほしいんです。大きな家に住んで、お父さんが家族の誰かがいて、ちゃんと勉強できる体制を整えている家もあろうと思いますし、そ

うでない家もまたあるわけです。今、共稼ぎが多い中で、もう休みとなれば我が意を得たりのような中学生も多々あるわけです。そういうふうな子どもたちが、やはりめり張りをつけて勉強ができる環境をつくるというのが、教育委員会、教育行政としてはやはり一番大きなことじゃないかなと。紀の川市の学力の向上のために、いかがなものでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘。

○教育長（貴志康弘君）（自席） ただいま阪中議員の御質問にお答えいたします。

地区公民館は、地域コミュニティ形成の核となる重要な施設として位置づけられ、市民の学習要望や地域の課題把握、またそれらを受けての講座・教室等の企画・立案、地域の人材発掘などの役割が課せられています。

そのような中、学習の形態が多様化し、公民館も新たな時代を迎えるのではないかと感じておりますので、今後においては、学生も含めた市民の自主的な学びを支え、そして誰でも気軽に来館できる学びの環境づくりを進めてまいりたいと考えます。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 前向な答弁と理解させていただきまして、議長、次に移らせていただいていますか。

○議長（坂本康隆君） はい。以上で、項目第1を終わります。

次へ、どうぞ。

次に、夏休みの学校のあり方についての質問を許可いたします。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 実は、この自習室の件で一般質問をしようとして河北・河南図書館も行ってまいりました。そして、ある中学校でも、もう3年生はあと6カ月で高校入試だろうと思わせて寄せてもらったんです。校長先生がおられたので、「校長先生、図書室ちょっと見せてくださいよ」と言うたら、「はいよ」というふうなことで見せてもらいました。鍵がかかっていました。そこは2階にありまして鍵がかかっておりました。「あっ、先生、もういいですよ」、「そらそうと、先生、自習というのは中学校3年生とかはしないんですか」というふうなことを言いました。「先生、自習の場所というものをつくらないんですか」というふうな質問をちょっとさせてもらいました。その校長先生は、「もう早朝のクラブチームがやって、私は帰れ帰れって言っている」と、「図書館とか、あっちこっちへ行けというふうなことを言っている」というふうに言われました。

紀の川市の教育委員会の方針として、私は学力の向上が一番というふうに私は思っていますけれども、教育長の指針でも、学力向上を言われておりましたけれども、そういう中で、この五つプラス一つの中学校では、そういうふうに教育長、指導されておられますんかい。一つの質問とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） ただいまの質問ですけども、教育委員会から学校長

に対してどのような指示・指導をしているかという質問だと思うんですけども、一つの事例として、夏休み中における活動に対する質問だと思います。

夏休み中における指導といたしましては、熱中症と生徒の健康・安全管理にはくれぐれも注意するよう指示を出しておりますが、クラブ活動や日常的な学校生活における生徒指導においては、教育委員会から細かく指示・指導は実施しておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） そういうことであれば、各中学校の校長先生が判断をしてやっているというふうに理解をさせていただきます。

実は、私は一つ目の公民館の使用についてでも言いましたけれども、やはり中学生、同じことを2回言いますけれども、隣の部屋へ行ったらテレビゲームがすぐできて、テレビが見られて、冷蔵庫をあければ何でも食べられ、隣にはベッドがあっていつでも寝られて、お父さん、お母さんがいなければ、スマホを何時間でもできる、そういう悪魔って言いましょうか、うわっていうふうな中で子どもたちはいるんですよ。

私は、特に中学校では、もうまた2回言いますけれども、高校入試が控えております。そんな中で、親御さんたちはやっぱり頑張ってもらいたいと思うんですけども、仕事もある、そんな中でチームが終わって、チームの子どもたちは御飯食べて2時間勉強しようぜとか、やっぱり3年生の子どもは学校へ来て、チームやっている子どもらを見ながらでもかめへん、ちょっと自習室があれば、やはりめり張りのきいた勉強ができるんじゃないかな、それがその学校の習慣になっていき、それが学力向上につながるんじゃないかな。先生に教えてもらうっていうのも一つかもわかりませんが、やはり自分が、ここの学校へ行きたい、目標設定して頑張るといことが一番だと思いますし、その子のためには自習のできる環境というものを学校でもつくるべきじゃないのかなと、こういうふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ちょっと阪中議員、今、夏休みの学校のあり方についての質問ですか。

○11番（阪中 晃君）（質問席） はい。

○議長（坂本康隆君） で、話がちょっと焦点が変わってきているように思うので、もう一度十分整理して。注意してください。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 夏休みっていうのは、長期の休みがあります。そんな中で、先ほども言いましたけれども、家で勉強するよりは学校で自習ができる場所をつくるべきじゃないのかなということでございます。いいですか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 夏休みにおいては、教職員を対象とした研修会や中学校体育連盟による大会など、スケジュールが詰まっている中で、各学校事情による合間を縫って全ての中学校で補充学習を実施しております。

補充学習の形態はさまざまですが、学校によっては補充学習の時間帯に自主学習に来校してきた生徒に対しては教員が指導を、さらには教室を開放し、随時に補充学習や課題に取り組む生徒の指導を行ったりしている学校もあります。

このように、学力向上に向けた目標、目指すところは紀の川市学校教育指針等のもと、チーム紀の川市として同じであります。学校にはそれぞれ特性や伝統といったものもあり、当然、学校長にも一定の権限があるということの中で、手法はさまざまであることは御理解いただきたいと思えます。

そういった中で、今回、長期休業中に自主教室として教室を開放してはどうかという御提言につきましては、不審者対策等子どもの安全確保を最優先に、学習環境の確保など、各学校の実情に照らしながら学校長の適切な取り組みを推進してまいりたいと思えます。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 今、答弁をいただきました。先生方も物すごく忙しいというふうなこともわかりませんが、午前中はチームをしております。チームは、先生方どういうふうに使われているかわかりませんが、そういうふうなこともありますけれども、私は先生方だけがせなあかんということはないと思えます。夏休みには、事務員さんは休みになると思えます。事務員さんも来ていただいたら、お金は紀の川市が出すかわかりませんが、できるわけでございます。

先ほども言いましたが、教室を開放せなあかんとか、そうじゃなくて、職員室の周り机並べていすを置けば、そこでも十分できるわけですよ。教室をあけやなあかんということじゃないんですよ。自習するスペースをつくるということなんですよ。

一番先生方は家庭訪問をしますから、生徒たちの環境というのは十分わかっていると思えます。そんな中で、学校へ来て自習して帰るといふようなことが、僕は何でできないのかなというふうなことが一番思うわけです。

先生がいてなければならぬのか、事務員さんではあかんのか。それとか、こういうふうには開放したいので、できるだけ自由な奥さん方、お父さん方来て、監視できる体制というか、できないのかというのは、十分各中学校で考えていただいたらええことで、この夏休みの1カ月、先生方、今回十日ほど夏休みがあったと聞いておりますけれども、この1カ月というのは物すごく大きなことじゃないかなと思うんです。

その点、どうですか。やはり、やれないやれないと言うても、今回すばらしい打中、粉中、ほかの学校でも全部クーラーが入っているわけですよ。荒中も、いいの建ててもらいました。やる環境は整ってるんです。もう環境自体は和歌山県一ですよ、冷暖房完備は。で、中でできるかできないかなんですよ。

教育長、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 紀の川市教育委員会では、学力の向上に向け、研修会の実施や学びのスタンダード策定など、市を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、各学校におきましても、授業力の向上や家庭学習習慣の定着に向けた取り組みを行っております。

そのような中、本年6月28日付で文部科学省から、「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業中における学校の業務の適正化等について」ということで通知がありました。その趣旨を踏まえつつ教員の多忙化につながらないように配慮する必要がありますが、今回、議員御提言の自習室の設置については、不審者等に対する子どもの安全確保を優先に効果等を十分に検証しながら検討してまいりたいと考えます。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） これも前向きな答弁と私は解釈させていただきますけれども、学校は先生方だけが管理をせなあかんということじゃないと私は思います。だから、先ほど言ったみたいに、事務職員の方々夏休み、休みですけれども、予算をとってもらって来てもらうと、父兄の方々にも三々来てもらうとか、もうやる方法はいっぱいあると思います。

どうか、そこらあたりを、まあ一長一短ですぐとはいきませんし、5町あることですさかいに、やれるところから紀の川市のいい自習の習慣をつけるために頑張っていたきたいと思います。

議長、次。

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第2を終わります。

次に、教育行政についての質問を許可いたします。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 教育行政についてということで、私はこの議会の中で教育長が言われたことは、やはり各小・中学校に徹底されている、このように理解しております。

先生方は県職かもわかりませんが、この紀の川市範囲内に入った各小学校とかの管轄としては、教育委員会の長がやはり言ったことに対しては努力的にやっていたかというのが当たり前の組織のことじゃないかなと理解している中で、私は先般、子どもみまもり隊について質問をさせていただきました。

これは一つの例ですけれども、私の見る範囲内ですけれども、組織的にすごくでき上がっているよというふうなところもあれば、ちょっと力及ばずかなというふうなところもあるように見かけます。私が、あるところの校長であれば、ここの交差点とこことここが絶対毎日みまもり隊が立ってくれてもらいたいなというところが多分あると思うんです。

先般の一般質問の中でも、教育長は、みまもり隊の重要度を十分理解していただきましたし、そして頑張るというふうな意見もいただきました。そんな中で、学校の先生じゃなくて校長が、ほかのコーディネーターさんとか福祉委員とか、学校運営協議会を通じてやっているんかわかりませんが、そういうとかに頼みながらやっているわけですけれども、僕は一般質問の中で、和歌山市の学童のみまもり隊を見てきましたんで、もうあの

当時は警察を抜け出した男が、ここらを徘徊しているんじゃないかなという危惧もありましたので、長期の休みなんかは校長先生は各区長さん方をお願いして、頑張っていたかのようにというふうをお願いしたわけです。

私は、私の言っていることは教育長に届いて、教育長の考えと私の考えと温度差が違うし、また校長さんとこ行ったら温度差が違うかも知れませんが、やはりこれも一つ努力してもらって形をつくれれば、その地域がその学校なりを見守るということになります。すかかいに、一回校長先生に努力してもらってつくれれば、ずっと永遠に続くんじゃないかな。そして、各地域の区長さんたちも、この人ができなかつたら、また誰かに頼むなりするというふうなことで、私はそこで毎日立ってもらえる桃山町の荒川小学校管内でも何人か毎日立ってくれている教師のOBやほかの人もいます。あるけど、ここは絶対立ってやなあかなというふうなところが立っていないんですね。

そういうところをやはり立っててくれれば、柿色の服着て帽子かぶっててくれれば、運転手もやはり気を遣いながらとまったり、いろいろしてくれるわけです。私も毎日、家の前ですけどやっていますけれども、やはりびっととまってくれて、子どもと一緒に道を渡るんですけども、やはりそういう危険な場所には絶対毎日のように立ってもらおうというふうなことにならんもんですかなと、こういうふうに思いますけれども、そういうふうな私の考え、一般質問した考えと教育長の考えと校長先生らの考えと、そしてまたボランティアの人たちの考えが一緒になっていないんじゃないかなと。で、あるけれども、教育長は、それは本当に重要なことですよと言うたら、もっと力強く下に伝えていただきたいと、こういうふうに思うわけです。

これは、例で言わせてもらいましたけれども、先ほどの中学校の夏場の生徒が自習できないかなという話でもそうです。あるまた違う中学校が、これはありがたいなと思いましたが、クラブチームの担当の人とたまたま学校で会いました。そのクラブチームの監督は、きょうはクラブ終わったら勉強するからということで、「教科書を持ってこい」というふうなことを言うて、私はきょうは来ていますという、ああ、すごいな、ありがとうよと私は言いましたけれども、そういう場所もあるわけです。

○議長（坂本康隆君） 阪中議員に申し上げます。質問は簡潔にお願いします。

○11番（阪中 晃君）（質問席） はい、わかました。

そういう中で、こっちはもう学校へ来るな、こっちはそういうふうに勉強道具を持ってきてするぞ、こうじゃなくて、やはり肝心なところは5町プラス一つの中学校で十分同じような環境をつくるというふうなことに持って行っていただきたい。

今回、教育行政について、だから一回言うたことは限りなく努力をしていただきたい。私ら横で見ている、やはり、あれ、あんな教育長が言ったのになんていうことがありますんで、その点で私は質問させていただいています。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） 今、教育行政についてという質問の中で、幾つか例として挙げられた事例もありまして、一つは、地域みまもり隊の活動形態について、教育委員会方針に対する各学校の取り組みに違いがあり、それらを統一すべきではないかといった御質問だったかと思えます。

教育行政に係る大きな方針や目標については、当然ぶれがあってはならないと考えますが、達成するための手法等については、多少の相違は御理解いただきたいと考えます。

特に、子どもみまもり隊関係については、長い歴史の中で各地域で培われた伝統や特色があり、しかも基本的にはボランティア活動ということでもありますので、決まったやり方を指示するには限度があるということをお理解いただきたいと思えます。

ただ、各学校にはそれぞれの特性がありますが、それぞれの課題点もあります。それぞれの学校が、運営における課題点等を真摯に受けとめ把握する中で、学校運営協議会等に諮問、相談等をおかけるなど、改善に向けた取り組みを実施するよう紀の川市教育委員会として推進してまいりたいと思えます。

地域みまもり隊に限らず、教育行政全般における各目標に対し、ぶれずに紀の川市一丸となり取り組んでまいりたいと思えますので、今後とも御指導、御支援、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 議長にもっと簡潔にと言われたんで、焦点がぼけたかもわかりませんが、やはりここで、この場で教育長がするとは言わなかったも、私もそう考えておりますというふうな答弁になるような場合には、限りなく下まで通じるように、そして学校やその地域の弱い学校運営協議会やコーディネーターの組織もあろうかと思えますけれども、だからそこを重点的に弱い、力強いというのは十分教育長、教育委員会は把握していると思えますので、その辺十分にお願ひをしておきます。

そして、すばらしい紀の川市に持っていくように努力をお願ひしたいと思えます。

最後に答弁ありましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 近年、社会や経済の急激な変化に伴い、教育的な課題も複雑化・多様化してきており、学校や教員だけでは十分に解決できない案件がふえてきています。

そうした課題を解決し、紀の川市の未来を担う子どもたちに必要な資質・能力を育ていくため、学校教育指針等に基づき、教育委員会と管内小・中学校がビジョンを共有し、「チーム紀の川市」として教育行政を推進しているところであります。

さらに、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかというビジョンや目的を保護者・地域住民と共有し、地域と一体となって子どもたちを守り育て、市民全てがかかわる紀の川市教育の実現を目指しているところでございます。

教育委員会としても頑張っていきますので、御指導、御鞭撻、今後ともよろしくお願ひ

します。

〔阪中議員「以上で終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、阪中 晃君の一般質問を終わります。

これで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時46分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○議長（坂本康隆君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、汚水処理における浄化槽の実情と今後の取り組みを一問一答方式で質問いたします。

私たちは生活をしていく上で、トイレ、洗濯、お風呂、炊事など、生活排水を大量に排出しています。これらの汚水は、そのまま排出すると環境悪化につながり不衛生なので、きれいに処理してから川に放流する必要があります。

本市は、公共下水道事業を平成13年度より着手されていますが、公共下水道が整備されていない地域は、汚水を処理するため、単独浄化槽、合併処理浄化槽が使用されています。

平成30年度より浄化槽設置整備事業補助金は、配管設備費用も補助対象となり、浄化槽設置の費用負担が随分軽減されております。下水道事業も見直しを予定されている中、地域の実情に合わせた合併浄化槽への転換を促すことが、誰もが住んでよかったと思える快適な生活環境を市民に提供できることにつながると考えます。

下水道、農業集落排水施設、浄化槽による汚水処理人口普及率を見ますと、平成29年度末で、全国平均90.9%に比べ、ワースト2位の和歌山県は63.6%、県の市町村別普及率では、本市は16番目の64%になっております。

下水道整備については、全国平均78.8%、和歌山県はワースト2位の27.3%とおくらせています。

こうした状況を踏まえ、お聞きしたいと思います。

本市を取り巻く自然豊かで、鮎が遡上し、蛍が乱舞する紀の川水系、貴志川水系の水質保全のためには必要不可欠な公共下水道の整備と浄化槽の設置のバランスが非常に重要になります。

そこで、まず公共下水道の進捗状況と今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（山東邦彦君）（登壇） 並松議員の御質問にお答えします。

紀の川市の公共下水道事業につきましては、平成13年度に和歌山県と旧那賀郡6町が一体となって、紀の川中流域下水道（那賀処理区）事業として取り組むものと決定し、事業に着手しました。

当初計画では、紀の川市の全体計画面積は1,914ヘクタールでしたが、平成23年度に区域の見直しを行い、全体計画面積を1,527ヘクタールに区域の縮小を行いました。

紀の川市公共下水道の整備・進捗状況ですが、平成16年度から整備工事に着手し、現在309.5ヘクタールの事業認可を取得して整備を進めています。平成30年度末整備済み面積は287.6ヘクタールとなっており、認可区域面積309.5ヘクタールの92.9%、全体計画面積の1,527ヘクタールに対しましては18.8%の進捗率となっております。

また、整備が完成したところから順次供用開始を行っております。平成30年度末紀の川市全体の供用開始済み戸数は、一般家庭で3,551戸、そのうち2,201戸に接続させていただいており、接続率は62%となっております。

今後の下水道事業の取り組みにつきましては、平成23年度に全体計画の見直しを行ってからことしで8年目でありますので、見直しの時期に差しかかっております。全体計画の見直しの際には、人口動態や社会情勢の変化等を見きわめながら、市全域、効率的な汚水処理施設の推進を行うため、合併処理浄化槽による個別処理と公共下水道、また農業集落排水といった集合処理に係る建設費及び維持管理費の費用比較を基本としつつ、地域性や地域住民の意向を考慮し、さらに用途地域指定等関係部局との連携を図りながら、下水道計画に新たに加わる区域、また逆に除く区域も発生することも考えられますが、決められた予算・財源の中で効率的・効果的に整備を進め、事業目的である「公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活ができる環境づくり」に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま部長より、下水道整備済み面積は92.9%の進捗率で、全体計画面積の18.8%、接続率ですが、62%ということで御答弁いただきました。

接続率については、第2次長期総合計画においては、2020年までに85%と目標値を示されております。この接続率を上げるための対策、努力はされていると思うんですが、今どのように進められているのでしょうか。

また、次の309.5ヘクタールが終了した次の認可区域を指定する場合においては、対象住民に接続可能な予定年をおおむね周知できる仕組みが重要だと考えます。現在、認可区域内の対象者には、浄化槽設置に係る助成はありません。しかし、認可区域外の方には、浄化槽設置には助成があります。御近所であっても、このように浄化槽設置助成金の格差が生じていることとなります。接続率が上がらない要因の一つでもあると考えており

ます。

そこで、この格差を解消する対策として、接続予定年が3年以降になる対象者で、くみ取り弁槽から浄化槽設置を強く希望された場合、下水道接続の確約をしていただいた方には浄化槽への転換を許可し、助成金の支給を考えてはどうかと思います。執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（自席） まず、認可区域は計画どおり完了できるのかという質問についてですが、現在認可区域は年間の事業費を十分考慮し、余裕を持って区域の設定を行っているため、突発的な事情が発生しない限り、認可期間内に完了するものと考えています。

また、次の認可区域の設定についても十分に検討し、区域決定後は事業計画の公示及び縦覧を行い、関係する地区において地区別に説明会を開催し、周知に努めたいと考えています。

次に、接続率を上げるための対策についてですが、下水道法では、供用開始区域内において原則として下水道に接続する排水設備の設置等を義務づけています。

しかしながら、「高齢世帯」「低所得」といった家庭事情や、「合併浄化槽や単独浄化槽を設置しているので不便を感じない」などの理由により下水道への接続率は60%台と低迷しているのが現状でございます。

紀の川市では、接続率向上のため、下水道への接続工事を行う場合、助成金の交付を行っています。助成金の内容は、供用開始後1年目7万円、2年目5万円、3年目3万円の交付となっております。

市民の皆様への周知方法として、街頭での啓発活動・要望を受けた地区には出前講座を実施し、工事着手前や供用開始時に関係する世帯に対し戸別訪問により説明を行っております。

今後も、さらに啓発活動、戸別訪問等に注力し、下水道に対する理解を深めていただけるよう、地道に接続率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 並松議員から、認可区域内で供用前の対象者に対して一定の条件を付して補助金を交付してはどうかという御質問でございますが、紀の川市では下水道認可区域については、現在5年以内に供用開始できる区域に設定されていると聞いてございます。

以前の設定では範囲が広く、浄化槽補助金の交付が除外される場合があり、可能な限り補助金の適正交付を可能とするための措置であると聞いているところでございます。

こうした過程を経て、「紀の川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」では、交付は下水道事業認可区域等を除く市内全域とするという規定について現行も運用していると考えてございます。

浄化槽の補助金は、広く紀の川市全域の公共用水域の水質汚濁防止の観点から、市に居住する全ての住民に交付するものであり、下水道認可区域外であっても、その受益となる得るものであり、一定の条件を付した場合であっても、認可区域内での補助金交付については、市単独事業となる上、いわゆる二重の公共投資ともなりかねないことから、認可区域以外の地域にお住まいの住民の立場から見れば、当市の場合、現状では合理的、また推進すべき水質汚濁防止策とは一概には言いがたい状況にあると現状を考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま市民部長から御答弁いただきました。

浄化槽補助金のことに関してですが、今、私、条件つきをお話ししたんですが、本当に下水道接続する場合、そこのおうちがくみ取り便槽であったり単独槽であった場合、配管工事費は必ず要ります。それは、自前の自己負担となります。

そのときに、合併浄化槽であれば、その下水道に接続するには余り費用はかからないと聞いております。その配管費用と加入金ということが、そのおうちにとって費用的には負担となることから、年数を切ってですけど、3年目以降になる方、次からですけど、そのように少しでも満額補助じゃなくてもいいと思うんですけど、少しでも補助をしていただけないのかなということ再度お聞きします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問でございますが、全国の自治体の中には、おっしゃるようないろいろな形で補助金を交付しているという自治体もあると聞いてございます。

先ほど御答弁申しましたのは、紀の川市では広い認可区域であって、市民の方に御迷惑をかけないというようなことを考慮して実効性のある、しかも議員から先ほど御質問があったとおり、その接続予定年がわかるようにというように今後考えていくというような下水道事業のほうで考えていただいたことに対して、合併浄化槽の補助金につきましてはできるだけ広く交付していけるように国・県の補助を受けて実施していくというように考えてございます。

確かに、合併浄化槽、紀の川市、先ほど申されました下水道と浄化槽についてバランスが非常に重要であるという当初の御発言がございました。そのとおりであると考えてございます。紀の川市についても、今後市民皆さんの考え、そうした情勢があって今後広く考えていけたらというように考えております。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） それでは、次にお尋ねします。

合併処理浄化槽の現状と必要性ですが、2000年に浄化槽法が改正され、単独槽の新設は原則禁止されました。公共下水道が整備されていない地域では、汚れの除去率20%の単独槽に比べ、除去率90%の合併槽への転換を促すため、国は本年度予算で単独槽か

ら合併槽への転換に伴う工事費の助成を拡充しております。くみ取り便槽から合併槽への配管設備費用も補助対象になっております。

合併槽への転換を促すため、住民への説明は十分されているのか、お答えください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 紀の川市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業認可区域や農業集落排水事業実施区域等を除く市内全域で合併処理浄化槽を設置する者に対して、先ほども申しましたが、補助金の交付をするため、合併浄化槽への転換を推進してございます。

御質問の「単独浄化槽」や「くみ取り便槽」から、「合併浄化槽」への転換を促す地域住民への周知、また設置する必要性の説明につきましては、補助金の周知とともに、広報紀の川4月号へ毎年掲載するとともに、市ホームページへの掲載、また地元し尿処理運搬業者にも、くみ取り時に合併浄化槽への転換を広報いただくようお願いし、啓発に取り組んでいるところでございます。

また、平成30年度には、都市計画課による住宅耐震戸別訪問を実施した際に、合併浄化槽への転換啓発パンフレットの配布も実施させていただいてございます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 今、市民部長から市の公報・ホームページ・許可業者による啓発に取り組まれていると答弁いただき、さらにまた、都市計画のチラシを訪問のときにチラシを配っているという御答弁いただきました。

市民部としては、その地域の実情というか、この地域はまだまだくみ取りが多いな、単独槽が多いなというところを調べ、転換が必要と思われるところに戸別に今、説明に職員が出向くということはしていないのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 地域を見定めて職員が直接戸別訪問するというようなことについては、今現在、まだできてございません。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 今、紀の川市内で合併浄化槽、また下水道接続、いろんな形で水処理、水質環境のために水質保全に取り組まれていると思います。でも、山間部、特に山間部においてはなかなか合併処理浄化槽が設置できないというところもございませう。その折には、その地域、区とか地域に出向いて説明するなり、チラシとかホームページとかはなかなか住民の方、見ないんですよね。そのときに、しっかりと今、こういう補助金があるときにこういうのを進めたらどうでしょうかということで、地域の区長さんをお見え、地域で話し合いを持つ、そういうときに職員が出向くということはできないのですか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま御発言のありましたとおり、例えば区長会

の際に、まずは区長様にその転換につきまして御説明をし、地域にお邪魔するというようなことで今後取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 次に、お聞きしたいと思います。

浄化槽の定期検査の確認、設置件数の把握はできているのかということです。

浄化槽は適正に管理をしないと機能が低下し、水質汚濁の原因となり、最悪の場合、浄化槽の交換が必要となります。その折には、補助金は交付されません。そのため、毎年の清掃、保守点検、法定検査の維持管理が浄化槽管理者に法律で義務づけられています。浄化槽の設置数に応じた維持管理の状況の情報は最も重要であると考えます。

本市では、これらの情報を一元管理できているのか、お答えください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） まず、御質問いただきました設置件数等の把握ということでございますが、浄化槽に係る事務につきましては、平成22年度に県の機関である岩出保健所から移管されてございます。移管後、紀の川市では、合併処理浄化槽の設置については、事前届けを必要とし、その種類等については一覧表を作成し、適正に管理しているところでございます。

平成31年3月末現在の紀の川市の浄化槽の設置状況につきましては、合併処理浄化槽が9,417基、単独処理浄化槽が3,362基で、合わせて1万2,779基となっております。

なお、浄化槽の普及率では、51.1%となっております。

設置補助金につきましては、先ほど議員のほうからも当初御説明がございましたが、平成30年度から新たに、「単独処理浄化槽、あるいはくみ取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換される際の配管工事費」に対して、県・市それぞれ2分の1の割合で30万円を限度として補助金が交付されるようになってございます。

また、令和元年度からは、「単独浄化槽から合併浄化槽への転換に伴う場合」、国・県・市、それぞれが3分の1の負担割合にて、補助限度額は同額の30万円となっております。

また、「単独浄化槽から合併浄化槽に転換した際の単独処理浄化槽の撤去費用」につきましても、平成27年度から、国・県・市、それぞれ3分の1の負担割合で、9万円を補助限度として交付されるようになっており、これら補助金の周知もあって、平成30年度の浄化槽補助基数は185基、前年度の167基に比べ、大幅に増加している状況です。

浄化槽設置に対する維持管理方法につきましては、平成27年度から補助金を申請する場合、浄化槽の管理者となる申請者に対して、保守点検業者との業務委託契約書だけでなく、清掃業者との業務委託契約書の写しも添付書類として加えるとともに、設置後の浄化槽の維持管理に関する管理講習会への受講を義務づけるなど、設置者に対し適正な維持管理について正しい知識をもって対応いただくよう、啓発の周知徹底に取り組んでいるとこ

ろでございます。

そして、情報について一元管理できているのかという御質問でございますが、しかしながら、一部の浄化槽につきましては、清掃あるいは保守点検が適切に実施されず、維持管理が十分になされていない浄化槽もあると聞いているところでございます。

浄化槽の清掃、保守点検、法定の水質検査、これら検査を実施していない管理者の把握につきましては、法定水質検査は、水質保全センターで一元管理の上実施されており、検査実施状況等の報告をいただいているところでございます。

しかし、清掃、保守点検につきましては、設置者がそれぞれの許可業者、また保守点検業者と契約を取り決めることから、個々の許可業者、また保守点検業者から全ての浄化槽に関する清掃、あるいは保守点検の実施状況の報告聴取は、現状困難な状況となっております。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま浄化槽設置状況について、部長より答弁いただきました。

合併槽、単独槽合わせて1万2,779基、普及率は51.1%ということでございます。この数字は、平成22年に県から移管されてから適正に管理されているという内容の数字だと理解してよろしいでしょうか。

その移管前の、例えば旧町のと昔からの情報は、この数字の中に入っていないということでしょうか。

また、維持管理について、平成27年度から新たに補助金を申請した浄化槽管理者に管理講習会の受講を義務づけられています。先ほど答弁ありましたように、効果があるということなので、27年度以前の浄化槽管理者にも講習会参加を推進することは考えられていますか、御答弁ください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 先ほどの51.1%という結果について、保健所からの移管以前の分が含まれているかという、まず御質問でございますが、これにつきましては、含んでいると御理解いただきたいと思います。

もう一つ、27年以後について講習会の受講を義務づけるということで効果があるのであれば、以前の対象の方にと御質問でございますが、今現在、もう既に維持管理をいただいているということでございますので、義務という形ではなかなか持っていきづらと思います。申請時の設置者からの申し出ということで、申請者は素直にということとは適切でないかもしれませんが、申請図書として添付していただいております。

声がけというか、啓発をし、そうした機会を設け、場合によっては出前講座というような形で地元のほうから要請がございましたら、積極的に推進していきたいというように考えております。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 管理講習会に参加されている27年度以降の管理者は、そのように定期検査をされているということですが、今、部長が先ほど答弁されましたように、維持管理が十分にされていない浄化槽もあるということです。この方に関しては、情報が水質保全センターからなり市のほうに報告あると思うんですが、その方に対しては講習会を受けましょうというお知らせはされているのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 現状では、先ほども申しましたが、新たに新設で申請される方について、そうした義務を課しているということでございますので、以前の方について、今現状ではそうした講習会に参加してほしいという実施、開催案内はございません。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） それであるならば、浄化槽の維持管理が適正にできていない方に対しては市としてどのように、水質保全センターから報告上がってきたときにどのように対応されているのか、お聞かせください。

また、清掃の場合は、し尿処理許可業者から、ここは清掃できていないですよと必ず報告上がってくると思うんですが、その場合には、一元管理されていたらちゃんとチェックできますし、その方にも指導・改善命令なりできると思うんですが、その点、どうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 適正な維持管理、できていない世帯に対しての対応ということでございますが、浄化槽の適正な維持管理につきましては、水質検査実施時に、清掃あるいは保守点検の未実施が発覚した場合には、検査を実施する水質保全センターが指導等を行ってございます。

また、清掃につきましても、許可業者等から、清掃未実施の報告があった場合には、市職員が自宅を訪問し、個別の指導を実施しているという状況でございます。

平成30年度の新たに浄化槽を設置した場合や、構造あるいは規模に変更が生じた場合に、初回に実施いただく「7条検査」については、233件ございました。

また、平成30年度補助金対象の185件の設置管理者につきましては、全て検査を実施していただいております。

なお、設置後、毎年1年受けていただく「11条検査」では、合併処理浄化槽では5,102件、設置総数の56.6%、単独処理浄化槽では763件、22.4%となっております。

なお、法定の水質検査ができていない浄化槽の設置管理者には、水質保全センターへ依頼し、水質検査の実施を促す「再送付」を実施していただいております。再送付を実施しておりますのは、紀の川市と岩出市となっております。

また、水質保全センターから送付される受検結果判定が「不適正」となっている管理者

に対しては、担当課から、改善措置を要する指導書を送付し、改善結果報告をいただくよう取り組んでおりますが、清掃や保守点検、そして法定検査となる水質検査を怠れば、水質汚濁の原因となり、罰則規定が設けられてもございますので、今後、検査の重要性とともに、検査の必要性について、改めて啓発強化に取り組んでまいりたいと思います。

恐れ入ります。ただいまの発言の中で、11条検査につきましては、設置後毎年1回受けていただくということをございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ことし6月に成立した浄化槽改正法では、老朽化が著しい単独槽の所有者に対し、転換を自治体が勧告・命令できるよう権限を強化し、浄化槽の維持管理を適切に行うための浄化槽台帳の整備を義務づけております。これは、2020年、来年ですが、4月に施行される見通しです。

これからは、水質保全センターからの報告もきちっと整理できるように、でき得る限り浄化槽の情報を整備し、一元管理できる浄化槽台帳をつくるべきではないでしょうか。そのことによって、法定検査などを受けていない浄化槽管理者に対し、先ほど部長が言われたように、助言・指導・勧告・改善命令が速やかに行われると思います。

これは、自治体にとっては必要なツールだと思うのですが、どう取り組んでいくのか、お答えください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 先ほどの御答弁で、平成22年に移管されて後については、市の方で管理できているというように申しました。と申しますのは、平成22年以前の県からの移管台帳については、市のほうに移管というか一覧表は送付されておりますが、手入れが行き届いていないために、水質管理について適正な指導ができないということで、ただいま議員からの御質問があった、御指摘のあったとおりで感じております。

それゆえに、県の外郭団体である水質保全センターが現状も担っている部分大きいということをございます。改めて、担当課のほうにも指示・協議して既にいるところをございますが、22年度以前の、特に単独浄化槽の設置者も含め、今後そうした台帳整備を改めて水質保全センターのほうに申し出た上で、全県、設置者に対して検査の推進を図るところから始めて整理をしていくようにということございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま部長の答弁のとおり、事業がスムーズにいけば、この受験率も上がると思いますので、大いに期待したいところございます。

次に、適正な維持管理の持続及び助成制度の創設はということでお聞きしたいと思いません。

先ほどからもお話ししていますが、浄化槽を適正に維持管理するには、毎年清掃、保守点検、法定検査と費用がかかります。この費用が負担となり、適正に管理できていない管理者に対し、どのように対応・指導を進めているのか。

また、経済的負担が大変な世帯に関しては維持管理が持続可能となるような助成制度の創設はできないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 議員、恐れ入ります。前段の御質問について、いま一度御質問の内容を御発言いただけたらと思います。

○議長（坂本康隆君） 反問する場合は、許可してください。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 議長、済みません。反問をお願いします。

○議長（坂本康隆君） はい、反問を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 先ほどから、浄化槽を適正に維持管理するというためにいろんな方法、ツールを使ってやるということになっているんですが、毎年その清掃、必ずしなければならない清掃、保守点検、法定検査など費用がかかります。必ずかかります。この費用が負担となり、適正に管理できていない管理者に対し、去年はできたけどことしては無理かなとか、このように適正に管理できない管理者があるとしたら、どのような対応、指導を進めているのでしょうか。

また、このように経済的負担、お金がないからという世帯に対しては、維持管理が持続可能となるような助成制度の創設はきかないのか、お答えください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 受験ができていない方への。

○議長（坂本康隆君） 反問して、それでいいですか。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ありがとうございます。済みません。

○議長（坂本康隆君） また、反問を終わります。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 未受験者への対応ということですが、今現状では、水質検査につきましては、水質保全センターが全て担っているということですが、費用の面からということの部分につきましては、そうした事情で市のほうでは、この方がというような把握はできてございません。

さらに、今後費用面でそうした世帯に対し助成金ということを創設してはということですが、浄化槽の維持管理には浄化槽法に基づく清掃や保守点検、法定の水質検査などがあり、許可業者や保守点検業者に依頼する必要もあり、設置管理者に費用負担していただく必要がございます。

ただし、これら検査は設置管理者の責務であると考えてございます。県内各市及び紀の川水系の各自治体に確認したところでは、現状では浄化槽の維持管理に係る助成金を交付

している自治体はございませんでした。しかしながら、法定検査等に要する費用負担に対して助成金を交付し、受験率の向上に努めているという自治体も確かにございます。

助成金交付を実施している幾つかの自治体に確認したところでは、法定検査である水質検査の受験率が非常に低迷していたということが理由で、そのことが取り組みの契機となったということでした。

紀の川市の法定検査受験率は、浄化槽設置後、毎年1回受ける「11条検査」の実施率は56.6%と申し上げました。単独から合併浄化槽への転換、推進のため助成事業に取り組んでいる結果、合併浄化槽の受験率が5割を超えている現状にあっては、既に検査を受けていただいている管理者を含んだ形で、新たに助成するというものでなく、検査を受けていただけていない管理者の意識改革に取り組み、掘り起こすことが優先課題であると改めて認識をさせていただいたところでございます。

先ほどから、議員の御質問もありました取り組みに関しても、改めて認識をさせていただきました。取り組みの一つとして、浄化槽の維持管理が必要となる理由が、河川等の水質汚濁を防止し、市民が快適で衛生的な生活を行えるようにすることが目的でございますので、今後、紀の川水系、また貴志川水系にある自治体が一丸となって浄化槽の適正な維持管理に取り組んでいけるよう、そうした機会を捉えて周辺自治体や関係機関に諮ってまいりたいというように考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま法定検査受験率は56.6%、この数字はまあまあ50%いっているの、紀の川市としてはまあまあということで理解されていると思います。でも、残り44.4%の中で何%かはそういうふうに意識改革をして払って受験をされる方もいるでしょうが、意識改革をしてもまだなお受験できないという方、特に生活弱者の方になるかと思うんですけど、その方はもうではずっと法定検査をしないでやっていくという形になるかと思うんですが、少しでもそういう少数ではありますが、その方に対しては法定検査料、今5,800円です。口座振り込みだったら5,000円になりますというチラシもございましたが、そういう方に対しては法定検査をちゃんとした上で、その分5,000円でも払い戻しするという助成制度できないでしょうか、お聞きします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 先ほどからの答弁で、水質検査の受験につきましては、現状、水質保全センターに委ねていると申しました。今後、改めて水質保全センターにそうした未受験の方への対応をきめ細かくしていただくように、関係自治体も含めた中でセンターに対して申し入れ、また実施をしていただきたいというように申し出てまいりたいと考えてございます。

改めて、その受験料の負担ということですが、当初、下水道部長の答弁にもございましたが、現在紀の川市は合併処理浄化槽による戸別処理と公共下水道、また農業集

落排水といった集合処理が共存し、それぞれの事業を合理的に推進することにより、事業目的である当市の公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活ができる環境づくりに努めているという現状でございます。

したがって、市民が居住する地域、また居住形態により、各家庭のし尿処理を中心とする生活排水に係る費用負担につきましては、現状、いまだくみ取り手数料となっているところ、浄化槽設置に係る清掃、保守点検や検査費用が要るもの、また公共下水道使用料や農業集落排水施設使用料など、現状ではさまざまな利用区分により応分の費用負担が市民に求められているということでございます。

御質問の浄化槽の維持管理費用の負担軽減につきましては、受験率向上に向けて流域河川、流域の自治体で共有する課題として捉える必要があるものと考えております。

一方である、先ほども申しましたが、ある自治体では、合併浄化槽の推進を中心とした排水計画としたものの、1割にも満たない受験率を向上させるために補助制度を創設したということもございますが、先ほども申しましたとおり、当市におきましては、市民への負担軽減の公平性という観点も必要となっており、広く議論する必要もあると考えているのでございますので、御理解賜りたいと思います。

〔並松議員「以上で終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了をいたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

次会は、明日9月5日、木曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時35分）